

猟銃用火薬類等譲渡許可申請書等の提出部数及び猟銃用火薬類等譲渡許可証等の有効期間に関する規則

〔制定 昭和41年公安委員会規則第11号〕
〔改正 平成8年公安委員会規則第1号〕
(原文縦書き)

第1条 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する総理府令（昭和41年総理府令第46号。以下「総理府令」という。）第13条第2項の規定に基づき、公安委員会に提出する申請書及び届出書は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、許可上疑義のあるもの又は重要若しくは異例なものについては、各1部を加えた部数とする。

- (1) 総理府令別記様式（以下「様式」という。）第1号猟銃用火薬類等譲渡許可申請書 1通
- (2) 様式第2号猟銃用火薬類等譲受許可申請書 1通
- (3) 様式第5号猟銃用火薬類等譲渡（受）許可証書換申請書 1通
- (4) 様式第6号猟銃用火薬類等譲渡（受）許可証再交付申請書 1通
- (5) 様式第7号猟銃用火薬類等輸入許可申請書 2通
- (6) 様式第8号猟銃用火薬類等輸入許可書記載事項変更届 1通
- (7) 様式第9号猟銃用火薬類等輸入届 1通
- (8) 様式第10号猟銃用火薬類等消費許可申請書 2通
- (9) 様式第11号猟銃用火薬類等消費許可書記載事項変更届 1通

第2条 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第50条の2の規定により読み替えられる同法第17条第6項の規定に基づき、猟銃用火薬類等譲渡許可証又は猟銃用火薬類等譲受許可証の有効期間は、1年以内とする。

附 則（昭和41年12月13日公安委員会規則第11号）

この規則は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則（平成8年2月27日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。